

島教企第115号  
令和2年4月14日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

### 新型コロナウイルス感染症に係る地域一斉臨時休業等について（通知）

このことについて、松江市内での新型コロナウイルス感染症の状況を調査するために相当の日数を要することから、下記のとおり松江市内に所在する県立学校を一斉臨時休業とすることを決定いたしました。

松江市以外に所在する県立学校については、臨時休業の措置をとらないことといたしますが、令和2年3月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」に基づき、これまでどおり感染拡大防止対策に万全の体制をとっていただくようお願いします。

### 記

#### 1. 臨時休業の対象となる県立学校

松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校（全日制・定時制）、松江商業高等学校、松江農林高等学校、宍道高等学校、盲学校、松江ろう学校、松江養護学校（安来分教室は除く）、松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校

#### 2. 臨時休業の期間

臨時休業は4月15日（水）から4月28日（火）までとし、4月30日（木）に学校を再開する（4月29日（水）は祝日による休業日のため）。

なお、今後の感染拡大の状況等により変更することもありうる。

※松江工業高等学校（全日制・定時制）については、4月10日（金）から4月23日（木）までとしていた臨時休業期間を延長し、4月28日（火）までとする。

#### 3. 臨時休業にあたっての留意事項

- ① 生徒に対しては、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- ② 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導する。
- ③ 臨時休業期間に授業を受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。
- ④ 臨時休業期間中の部活動は、全面禁止とする。

#### 4. 参考

臨時休業期間中における生徒の生活指導及び学習指導等にあたっては、令和2年4月10日付け島教指第96号「新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業期間中における留意事項について（通知）」及び同日付け島教指第92号「新型コロナウイルス感染症の感染例が判明したことに伴う臨時休業実施時における学習指導について（通知）」で示した内容のとおり、各学校において適切に対応すること。

学校企画課企画人事スタッフ  
特別支援教育課指導スタッフ